

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (学 術)	氏名	辛 亨根
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目 韓国原爆被害者問題の実態と意義についての研究—特に韓日間草の根協力に注目して			
論文審査担当者			
主 査	広島大学大学院国際協力研究科	教授	川野 徳幸 印
審査委員	広島大学大学院国際協力研究科	教授	中園 和仁
審査委員	広島大学大学院国際協力研究科	教授	小池 聖一
審査委員	広島大学大学院国際協力研究科	教授	吉田 修
審査委員	広島市立大学	教授	水本 和実
〔論文審査の要旨〕			
<p>本論文は、韓国原爆被害者問題の実態と意義について明らかにしたものである。具体的には、韓国原爆被害者問題をめぐる韓日両国市民の草の根協力が果たした役割に注目し、その運動の内容と成果を検証し、草の根協力が、今後の韓日歴史和解と東北アジア平和構築にとって、重要な示唆を与えることを明示したものである。</p> <p>第一章では、韓国人原爆被害者の概要についてまとめた。朝鮮人被爆者が何故誕生したのか。その歴史的背景を概観した。そのために、まず植民地統治下の強制動員の歴史を紐解いた。第二章では、韓国原爆被害者問題のこれまでの経緯について詳しく論じた。まず、原爆投下直後の朝鮮人被爆者の状況から概観した。当時の朝鮮人被爆者の内、約8割が被爆から4か月以内に帰国しているが、これほど大多数が帰国を急いだのは、強制動員がもたらした帰還意識と、日本人による朝鮮人への報復・迫害の恐れがあったことが主な原因であった。</p> <p>第三章では、韓国原爆被害者問題に関して草の根協力がどのような成果を出したのか、そしてその過程はどのようなものだったのかについて詳述した。韓国原爆被害者の権利回復のための運動は、韓日草の根協力を原動力として50年近く続けられている。この草の根協力の様態は、医療支援および財政支援を含む人道的支援や、両国政府に対する要求と交渉、また裁判闘争へと発展した。医療支援は、1968年に日本へ密航した被爆者・孫貴達の広島原爆病院入院をきっかけとして、広島市に「被爆者救援日韓協議会」が発足したことに端を発す。この医療支援活動の一つは、日本の医師団を韓国に派遣し、治療を行うことであった。この派遣治療は1995年までの間、実に22回にわたって行われた。また在韓被爆者に対しては、渡日治療も行われ、その際の通訳などにはボランティアや留学生の支援があった。さらに財政支援においては、基金などを通して実施された。韓日草の根協力は、日本政府に対する交渉の過程でも大きく寄与した。そのきっかけとなったのは、1970年の辛泳洙韓国原爆被害者協会会長による日本訪問であった。その後も彼の訪日にあわす形で、三木武夫副総理との面談などが実現し、政府との積極的な交渉を行った。また、第</p>			

三章では、これら草の根協力にかかわった個人や団体についても詳述した。

第四章では、裁判闘争を中心とした権利回復の過程を述べた。この裁判闘争は、草の根協力のもっとも大きな成果だといえよう。この裁判闘争の出発点は、1972年に始まった孫振斗裁判であり、それ以降、多くの裁判が行われている。孫振斗裁判を巡る草の根交流によって、孫振斗裁判は最高裁判所においても勝訴することが出来たのである。この孫振斗裁判には様々な意味が付与される。たとえば、日本政府がすべての被爆者に対して、国家的道義的に賠償責任を負うことを明示した。またこの裁判は、韓国原爆被害者運動において日本政府を相手にした初めての司法的勝利であり、以後の裁判を含めた韓国原爆被害者運動に大きな影響を与えた。そればかりではなく、日本の原爆医療体制を再検討させるといった大きな影響をも与えた。次に、裁判闘争の中で、重要な裁判の一つである郭貴勲裁判を詳述した。この裁判で大阪高等裁判所は、被爆者援護法は国籍も居住も問うことなく、一律に援護を講じる人道目的の立法であると位置づけ、ひとたび適法・有効に取得した被爆者の地位は、日本を出国することで失われるものではないとした。こういった成果を生んだ背景には、両国の草の根交流・協力があつたのだ。

第五章では、これまでの議論を踏まえ、韓国原爆被害者問題にかかわった韓日草の根協力が生んだ成果と特徴、そしてその意味を検討した。1965年の韓日国交正常化以後、日本が韓国に行った最初の人道支援は、韓国人被爆者に対してのものであつた。この人道支援は、韓日市民間における初の人道主義交流であり、さらにその後の裁判闘争に寄与するという、見事な成功事例であつた。また、両国草の根運動家の間で育んだ人的絆と信頼、人道と人権、正義に対する共同信念、韓日歴史問題に対する共同認識、被爆者援護法の外国人被爆者への適用など伝統的国際法では困難であつたさまざまな成果を挙げた。現在、韓日の間には、歴史認識、領土問題をはじめ様々な懸案事項が存在する。しかし、これら問題群の解決の鍵の一つは、本研究でテーマとした韓日草の根市民連帯であると考えられる。本研究は、韓日両国の未来志向的関係構築に重要な示唆を与えるのである。

本論文の主な内容の一部は、査読付き論文2編として刊行済みであり、博士号取得に必要な要件も満たしている。

以上の結果、審査委員全員一致で、申請者が博士(学術)の学位を授与されるに十分な学識と能力を有しているものと認め、合格に値すると判断した。